

令和5年6月

第4回

横手市議会
定例会議案

令和5年第4回横手市議会6月定例会議案一覧表

(1) 報告第10号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第11号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第12号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第13号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 報告第14号	令和4年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について	9	～	10
(6) 報告第15号	令和4年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	11	～	13
(7) 報告第16号	令和4年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	14	～	15
(8) 報告第17号	令和4年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	16	～	17
(9) 議案第52号	横手市印鑑条例の一部を改正する条例	18	～	20
(10) 議案第53号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	21	～	42
(11) 議案第54号	横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例	43	～	45
(12) 議案第55号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例	46	～	54
(13) 議案第56号	工事請負契約の締結について(旧十文字第二小学校多目的施設化改修工事(建築工事))	55		

(14) 議案第57号	工事請負契約の締結について(朝倉小学校 大規模改修工事(建築本体工事))	56	
(15) 議案第58号	工事請負契約の締結について(朝倉小学校 大規模改修工事(電気設備工事))	57	
(16) 議案第59号	工事請負契約の締結について(朝倉小学校 大規模改修工事(機械設備工事))	58	
(17) 議案第60号	財産の取得について(ホイールローダー 1 1t級 1台)	59	
(18) 議案第61号	財産の取得について(小型ロータリ除雪車 1.3m級(最大除雪幅1.5m) 1台)	60	
(19) 議案第62号	財産の取得について(除雪ドーザ 14t級 (マルチプラウ付) 1台)	61	
(20) 議案第63号	財産の取得について(除雪ドーザ 11t級 (SAプラウ付) 1台)	62	
(21) 議案第64号	財産の取得について(除雪ドーザ 11t級 (SA・マルチプラウ付) 1台)	63	
(22) 議案第65号	財産の取得について(高規格救急自動車 1台)	64	
(23) 議案第66号	財産の取得について(小型動力消防ポンプ 付軽積載車 6台)	65	
(24) 議案第67号	財産の取得について(図書館用ICタグ関連 機器)	66	～ 67
(25) 議案第68号	財産の取得について(秋田自動車道4車線 化対応事業用地)	68	
(26) 議案第69号	財産の処分について(前郷地区有地)	69	
(27) 議案第70号	令和5年度横手市市営温泉施設特別会計 への繰入額の変更について	70	
(28) 議案第71号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第3 号)		予算書の頁

(29) 議案第72号	令和5年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(30) 議案第73号	令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(31) 議案第74号	令和5年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(32) 議案第75号	令和5年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(33) 議案第76号	令和5年度横手市財産区特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(34) 議案第77号	令和5年度横手市病院事業会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(35) 議案第78号	令和5年度横手市水道事業会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(36) 議案第79号	令和5年度横手市下水道事業会計補正予算(第1号)	予算書の頁

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年12月24日（土）午前2時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 229,297円 |

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年4月11日（火）午後0時5分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 102,102円 |

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月1日（日）午後2時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 98,776円 |

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

専決第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月9日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月25日（水）午後1時10分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 34,505円 |

報告第14号

令和4年度横手市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和4年度横手市一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

令和4年度 横手市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総 額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源			
											国 県 支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	大型公共施設 整備事業	346,300,000	272,140,000		272,140,000	94,904,700	177,235,300	177,235,300	21,235,300		156,000,000	
2	総務費	1 総務管理費	大型公共施設 整備事業（横 手体育館）	10,281,784,000	273,442,000		273,442,000		273,442,000	273,442,000	11,742,000	100,000,000	161,700,000	
4	衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備 事業	657,625,000	83,250,000		83,250,000	70,276,600	12,973,400	12,973,400	12,873,400		100,000	

令和5年5月29日提出

横手市長 高 橋 大

報告第15号

令和4年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

令和4年度 横手市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	地域情報通信網管理運営費	3,553,000	3,553,000				3,553,000
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	13,992,000	13,992,000	13,992,000			
3	民生費	2 児童福祉費	保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）	3,325,000	3,325,000	3,325,000			
6	農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）	75,594,000	75,594,000	75,594,000			
6	農林水産業費	1 農業費	スマート農業普及支援事業（低コスト技術等導入支援事業）	20,487,000	20,185,000	20,185,000			
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（化成肥料低減支援事業）	25,000,000	8,200,000				8,200,000
6	農林水産業費	1 農業費	地方創生臨時交付金事業（肥料価格高騰対策事業）	45,000,000	25,000,000				25,000,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（農地集積加速化基盤整備事業）	110,960,000	110,960,000		110,900,000		60,000
6	農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤整備事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）	33,976,000	33,974,000		30,400,000		3,574,000
6	農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営かんがい排水事業）	37,042,000	32,199,000		13,600,000		18,599,000
6	農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業（県営保全合理化事業）	3,852,000	3,852,000		3,600,000		252,000
6	農林水産業費	1 農業費	ため池整備事業（県営ため池等整備事業）	58,010,000	58,010,000		56,900,000		1,110,000
6	農林水産業費	2 林業費	林道整備費（高能率生産団地路網整備事業（林業専用道整備））	11,000,000	11,000,000		11,000,000		
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業（生活基盤道路整備事業）	57,361,000	43,054,000		39,200,000		3,854,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金等事業（道路）	67,289,000	61,972,000		34,359,000	22,900,000		4,713,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）	186,910,000	42,113,000		7,807,000			34,306,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	除雪機械購入費	25,146,000	25,146,000		16,324,000	8,600,000		222,000
8	土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	5,437,000	4,318,000			4,000,000		318,000
8	土木費	4 都市計画費	地方街路整備事業（八幡根岸線）	10,168,000	8,264,000			5,600,000		2,664,000
8	土木費	4 都市計画費	社会資本総合整備事業（都市公園長寿命化対策事業）	14,113,000	14,113,000		6,369,000			7,744,000
8	土木費	4 都市計画費	都市再生整備事業	89,750,000	89,721,000		44,114,000	37,100,000		8,507,000
9	消防費	1 消防費	消防施設整備事業	7,150,000	7,150,000					7,150,000
11	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業（令和3年発生林業施設災害復旧事業）	70,000,000	70,000,000		54,271,000	12,500,000		3,229,000

令和5年5月29日提出

横手市長 高橋 大

報告第16号

令和4年度横手市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度横手市水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

令和4年度 横手市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	城西地区加圧ポンプ場インバータ購入	736,000	0	736,000		736,000	0	0	資材の入手難(電子部品)により部品調達に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	大沢配水場及び愛宕山配水場テレメータ更新工事	6,530,000	0	6,530,000		6,530,000	0	0	資材の入手難(電子部品)により部品調達に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	都市計画道路八幡根岸線配水管布設工事実施設計業務委託	4,503,000	0	4,503,000		4,503,000	0	0	他事業(都市計画道路)との調整に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	横手市水道事業計画見直し業務委託	18,515,000	0	18,515,000		18,515,000	0	0	事業計画と経営戦略を一体のものとして作成するため設計変更、契約変更等の手続きに不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	大森浄水場第1取水施設改良工事	65,000,000	0	65,000,000		65,000,000	0	0	関係機関(河川管理者)との協議・許認可等に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	大森浄水場第1取水施設改良工事実施設計業務委託	22,260,000	0	22,260,000		22,260,000	0	0	取水量を確保するための改良方法の検討に際して、関係機関との協議に不測の日数を要したため
1資本的支出	1建設改良費	公共堰堤改良事業(大松川ダム)負担金	12,454,000	3,995,030	8,458,320		8,458,320	650	0	県事業の一部が繰越となったため

令和5年5月29日提出

横手市長 高橋 大

報告第17号

令和4年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度横手市下水道事業会計予算繰越計算書について次のとおり報告する。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

令和4年度 横手市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設負担金	18,100,000	11,599,000	6,501,000	0	6,500,000	1,000	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	県南地区広域汚泥資源化事業建設負担金	15,185,879	754,219	14,431,660	0	14,400,000	31,660	0	0	県事業費の一部が繰越となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	坂の下2号No.1マンホールポンプ更新工事	3,410,000	0	3,410,000	0	0	3,410,000	0	0	稼働中のポンプが動作不良となったが新型コロナウイルスの影響により受注品の納期が遅延する見込となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	社会資本整備総合交付金事業	39,290,000	0	39,290,000	14,432,100	24,800,000	57,900	0	0	当該工事で予定していた推進工法では対応できない土質の可能性があると判明したことにより工法検討が必要となり、設計変更の不測の日数を要したため
1 資本的支出	1 建設改良費	大森地区農業集落排水(機能強化)事業	546,464,000	0	546,464,000	210,000,000	336,200,000	264,000	0	0	新型コロナウイルスの影響により製品の工場製作及び現場掘付が遅延する見込みとなり年度内の施工が困難となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	川西地区農業集落排水(機能強化)事業	62,000,000	0	62,000,000	31,000,000	31,000,000	0	0	0	機械・電気設備の施工に際し新型コロナウイルスの影響により鋼材価格が高騰しており工事計画の再検討が必要となったため
1 資本的支出	1 建設改良費	上溝地区農業集落排水(機能強化)事業	13,000,000	0	13,000,000	5,500,000	7,500,000	0	0	0	道路下に設置している施設の現地調査方法の決定に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	大森地区農業集落排水(機能強化)事業	340,192,000	257,679,900	82,512,100	16,259,000	66,200,000	53,100	0	0	大森浄化センター建築工事の施工にあたり、別途契約している機械設備(ポンプ、ブロワ等)工事が遅延することとなった。当該工事は、機械設備掘付後に行う必要があり、年度内に事業を完了することが困難となったため

令和5年5月29日提出

横手市長 高橋 大

議案第 5 2 号

横手市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 2 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等での自動交付サービスにおける印鑑登録証明書の交付方法を拡充するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市印鑑条例の一部を改正する条例

横手市印鑑条例（平成17年横手市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード<u>（その者に係る個人番号カードに限る。）</u>を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、当該申請者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が有効であ</p>	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード<u>又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口の移動端末設備（その者に係る個人番号カード又は移動端末設備に限る。）</u>を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。ただし、当該申請者に係る電子署名等に係る地方公共団体情報システム</p>

る場合に限る。

3～5 [略]

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）
第22条第1項の利用者証明用電子証明書が有効である場合
に限る。

3～5 [略]

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 2 9 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

(横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前</p>

就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にあつては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にあつては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福

児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号の小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、

祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号の小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、

特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定こどものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特

特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定

定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間

(5)～(11) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号の小学校就学前子

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間

(5)～(11) [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号の小学校就学前子どもに

どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教

該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教

育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号の小学校就学前子

育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号の小学校就学前子どもに

どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第

該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号の小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前

1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1号第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては家庭的保育事業

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては家庭的保育事業等の設備

等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育

及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号の小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所

事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3・4 [略]

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法

を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3・4 [略]

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法

第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用

第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号の小学校就学前子どもの数」とあるのは、「利用の申込

の申込みに係る法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは、「法第19条第1項第1号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げ

みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは、「法第19条第1号又は第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条

る額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定

第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用

により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認

地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ど

定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 [略]

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定による市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定による市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定による市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える場合は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第

ものに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 [略]

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定による市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定による市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定による市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える場合は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条

9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定による市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ

(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)の規定による市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号の規定による市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（そ

第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定による市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)の規定による市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、第43条第1項中「法第30条第2項第2号の規定による市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額

の額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)の規定による市が定める額」とする。

が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)の規定による市が定める額」とする。

(横手市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第2条 横手市子ども・子育て会議設置条例(平成25年横手市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p>

<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を 処理するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を 処理するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(横手市子ども・子育て会議設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、改正後の横手市子ども・子育て会議設置条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の横手市子ども・子育て会議設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

議案第54号

横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年5月29日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

ティーラウンジの使用料を追加するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例

横手市勤労者等福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条、第13条関係） （消費税を含む。）			別表（第5条、第13条関係） （消費税を含む。）		
区分	単位	使用料の額	区分	単位	使用料の額
[略]			[略]		
多目的ホール	[略]		多目的ホール	[略]	
			ティーラウン	営利を目的としない場合	1時間につき 150円
			ジ	営利を目的とする場合	き 500円
[略]			[略]		
備考 1～3 [略] 4 <u>カラオケ機器の使用料の額は、1,650円とする。</u>			備考 1～3 [略]		

5 [略]

4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 29 日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

横手市火災予防条例（平成17年横手市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3) ～ (5) [略]

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～ (10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) ～ (5) [略]

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) ～ (10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる

措置を講ずること。

- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) ～ (16) [略]
- (17) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(18) [略]

(19) [略]

装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) ～ (16) [略]

- (17) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

- (18) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(19) [略]

(20) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第23条 [略]

2 [略]

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第23条 [略]

2 [略]

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するため

消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 [略]

別表第1 削除

別表第2 削除

別表第3 (第3条、第18条関係)

[略]

別表第4 削除

別表第5 削除

別表第6 削除

別表第7 (第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

に消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。


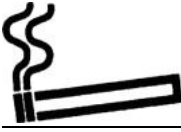
6・7 [略]

別表第1 及び別表第2 削除

別表第3 (第3条、第18条関係)

[略]

別表第4 から別表第7まで 削除

<p>火気厳禁である旨の表示</p>		<p>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</p>
<p>喫煙所である旨の表示</p>		<p>記号は黒、地は白</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の横手市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第56号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 旧十文字第二小学校多目的施設化改修工事（建築工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市十文字町十五野新田字増田道東 地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 231,000,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市平和町10番30号
大和・創和 旧十文字第二小学校多目的施設化改修工事（建築工事）特定建設
工事共同企業体
代表者 株式会社大和組
代表取締役 大和 康範 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第57号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 朝倉小学校大規模改修工事（建築本体工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市睦成字碓185番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 798,380,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市大町5番19号
伊藤・創和 朝倉小学校大規模改修工事（建築本体工事）特定建設工事共同
企業体
代表者 伊藤建設工業株式会社
代表取締役 中村 清昭 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第58号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 朝倉小学校大規模改修工事（電気設備工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市睦成字碓185番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 234,898,400円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市旭川一丁目4番37号
羽後・桜沢 朝倉小学校大規模改修工事（電気設備工事）特定建設工事共同
企業体
代表者 羽後電設工業株式会社 横手営業所
取締役所長 鈴木 好春 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第59号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 朝倉小学校大規模改修工事（機械設備工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市睦成字碓185番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 204,600,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市梅の木町15番5号
山二施設・平鹿設備 朝倉小学校大規模改修工事（機械設備工事）特定建設
工事共同企業体
代表者 山二施設工業株式会社 横手支店
常務取締役支店長 齋藤 政志 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第60号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | ホイールローダー 11t級 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 購入金額 | 17,710,000円 |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社 横手支店
支店長 秋本 秋穂 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第61号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 名 称 | 小型ロータリ除雪車1.3m級（最大除雪幅1.5m） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 25,784,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市駅前町7番30号
打川自動車株式会社
代表取締役 打川 敦 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第62号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|---|-----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 14 t 級 (マルチプラウ付) | 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 22,990,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字大谷地9番地1
ロジスネクスト東北株式会社横手支店
支店長 佐々木 晶 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第63号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 11 t級 (SAプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 19,459,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字檀森44番地2
コマツ秋田株式会社横手支店
支店長 秋本 秋穂 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第64号

財産の取得について

次のとおり建設機械を購入する。

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ 11 t級 (SA・マルチプラウ付) | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 23,540,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市外目字大谷地9番地1
ロジスネクスト東北株式会社横手支店
支店長 佐々木 晶 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第65号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 | 購入金額 | 26,400,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大柳 康三郎 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第66号

財産の取得について

次のとおり小型動力消防ポンプ付軽積載車（6台）を購入する。

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------------|----|
| 1 | 名 称 | 小型動力消防ポンプ付軽積載車 | 6台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 購入金額 | 40,260,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市寿町1番28号
株式会社タカギ
代表取締役 高橋 征宏 | |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第67号

財産の取得について

次のとおり図書館用 I C タグ関連機器を購入する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 別紙に掲げる I C タグ関連機器 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 購 入 金 額 | 39,894,800円 |
| 4 | 購入の相手方 | 東京都港区港南二丁目12番23号
株式会社 ソフエル
代表取締役 伊賀 亨治 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

別紙

名 称	数量 (台)
自動貸出機	9
自動貸出機専用台座	5
自動返却機	1
予約照会用端末	1
BDS (ブックディテクションシステム)	3
蔵書点検用ハンディ端末	4

議案第68号

財産の取得について

次のとおり土地を購入する。

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の表示 | 横手市前郷字藤兵エ沢68番4 ほか6筆 |
| 2 地目及び地積 | 山林 31,544平方メートル |
| 3 購入金額 | 31,544,000円 |
| 4 購入の相手方 | 横手市中央町8番2号
横手市前郷地区
管理者 横手市長 高橋 大 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第69号

財産の処分について

次のとおり横手市前郷地区有地を売却する。

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の表示 | 横手市前郷字藤兵エ沢68番4 ほか6筆 |
| 2 地目及び地積 | 山林 31, 544平方メートル |
| 3 売却金額 | 31, 544, 000円 |
| 4 売却の相手方 | 横手市中央町8番2号
横手市長 高橋 大
代理 横手市副市長 藤本 和宏 |

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第70号

令和5年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について

令和5年度横手市市営温泉施設特別会計への、令和5年度横手市一般会計からの繰入額「155,840千円以内」を「160,442千円以内」に改める。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を求める。

議案第71号

令和5年度横手市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,908,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,166,502	768,668	8,935,170
	2 国庫補助金	3,385,687	768,668	4,154,355
16 県支出金		4,105,889	△4,601	4,101,288
	1 県負担金	2,024,087	3,750	2,027,837
	2 県補助金	1,873,312	△8,351	1,864,961
18 寄附金		520,002	100	520,102
	1 寄附金	520,002	100	520,102
19 繰入金		4,607,705	20,090	4,627,795
	2 基金繰入金	4,526,380	20,090	4,546,470
21 諸収入		2,375,102	443	2,375,545
	5 雑入	678,478	443	678,921
22 市債		7,399,500	△34,700	7,364,800
	1 市債	7,399,500	△34,700	7,364,800
歳入	合計	59,158,300	750,000	59,908,300

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		304,644	△1,358	303,286
	1 議会費	304,644	△1,358	303,286
2 総務費		9,132,237	69,097	9,201,334
	1 総務管理費	8,305,429	85,002	8,390,431
	2 徴税費	463,707	△639	463,068
	3 戸籍住民基本台帳費	252,184	△6,588	245,596
	4 選挙費	55,743	△9,072	46,671
	6 監査委員費	50,121	394	50,515
3 民生費		14,803,527	347,543	15,151,070
	1 社会福祉費	8,160,177	344,345	8,504,522
	2 児童福祉費	5,555,188	△4,308	5,550,880
	3 生活保護費	1,082,836	2,506	1,085,342
	5 災害救助費	870	5,000	5,870
4 衛生費		6,945,220	25,858	6,971,078
	1 保健衛生費	4,055,488	△11,066	4,044,422
	2 清掃費	1,683,144	△3,476	1,679,668
	3 水道費	365,933	40,400	406,333
6 農林水産業費		3,428,313	88,623	3,516,936
	1 農業費	3,110,007	82,708	3,192,715
	2 林業費	318,306	5,915	324,221

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		2,249,306	251,923	2,501,229
	1 商工費	2,249,306	251,923	2,501,229
8 土木費		8,551,306	33,834	8,585,140
	1 土木管理費	89,164	△438	88,726
	2 道路橋りょう費	3,647,532	21,084	3,668,616
	4 都市計画費	4,559,160	14,639	4,573,799
	5 住宅費	240,944	△1,451	239,493
9 消防費		1,932,189	△36,048	1,896,141
	1 消防費	1,932,189	△36,048	1,896,141
10 教育費		4,357,805	△29,472	4,328,333
	1 教育総務費	897,930	6,974	904,904
	2 小学校費	807,988	5,601	813,589
	3 中学校費	331,339	2,490	333,829
	4 社会教育費	869,901	△5,314	864,587
	5 保健体育費	1,450,647	△39,223	1,411,424
歳出	合計	59,158,300	750,000	59,908,300

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和5年度消防ポンプ自動車購入	令和6年度	令和6年度	88,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業繰出金 (一般会計出資債)	122,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	162,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
常備消防施設等整備事業	110,600		35,500					

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,166,502	768,668	8,935,170
16 県支出金	4,105,889	△4,601	4,101,288
18 寄附金	520,002	100	520,102
19 繰入金	4,607,705	20,090	4,627,795
21 諸収入	2,375,102	443	2,375,545
22 市債	7,399,500	△34,700	7,364,800
計	59,158,300	750,000	59,908,300

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	304,644	△1,358	303,286					△1,358
2 総務費	9,132,237	69,097	9,201,334	32,166			443	36,488
3 民生費	14,803,527	347,543	15,151,070	347,403	5,006			△4,866
4 衛生費	6,945,220	25,858	6,971,078			40,400		△14,542
6 農林水産業費	3,428,313	88,623	3,516,936	60,385	△9,607		100	37,745
7 商工費	2,249,306	251,923	2,501,229	260,000				△8,077
8 土木費	8,551,306	33,834	8,585,140					33,834
9 消防費	1,932,189	△36,048	1,896,141	10,786		△75,100		28,266
10 教育費	4,357,805	△29,472	4,328,333	57,928				△87,400
計	59,158,300	750,000	59,908,300	768,668	△4,601	△34,700	543	20,090

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	139,826	762,037	901,863	1 総務管理費補助金	762,037	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 683,688 デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ) 78,349
2 民生費国庫補助金	369,353	4,100	373,453	2 身体障がい者福祉費補助金	△783	地域生活支援事業費補助金 △783
				4 児童福祉費補助金	3,631	保育対策総合支援事業費補助金 3,631
				5 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,252	業務効率化事業費補助金 1,252
6 消防費国庫補助金	33,842	△10,794	23,048	1 消防費補助金	△10,794	緊急消防援助隊設備整備費補助金 △10,794
7 教育費国庫補助金	42,608	13,325	55,933	2 社会教育費補助金	13,325	文化芸術振興費補助金 13,325
計	3,385,687	768,668	4,154,355			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,744,927	3,750	1,748,677	7 災害弔慰金負担金	3,750	災害弔慰金負担金 3,750
計	2,024,087	3,750	2,027,837			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	554,902	1,256	556,158	1 障がい者福祉費補助金	△559	地域生活支援事業費補助金 △559
				6 児童福祉費補助金	1,815	医療的ケア児保育支援事業費補助金 1,815
4 農林水産業費補助金	948,826	△9,607	939,219	1 農業費補助金	△9,607	地域計画策定推進緊急対策事業費補助金 △9,607
計	1,873,312	△8,351	1,864,961			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費寄附金	0	100	100	1 農林水産業費寄附金	100	農林水産業費寄附金 100
計	520,002	100	520,102			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,928,099	20,090	2,948,189	1 財政調整基金繰入金	20,090	財政調整基金繰入金 20,090
計	4,526,380	20,090	4,546,470			

21 款 諸収入

5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	341,970	443	342,413	1 雑入	443	雇用保険個人負担分収入 443
計	678,478	443	678,921			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	899,300	40,400	939,700	3 水道事業債	40,400	一般会計出資債 40,400
6 消防債	246,900	△75,100	171,800	1 消防事業債	△75,100	過疎対策事業債 △75,100
計	7,399,500	△34,700	7,364,800			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	304,644	△1,358	303,286				△1,358	2 給料	△775	人件費	△1,358
								3 職員手当等	△1,013		
								4 共済費	430		
計	304,644	△1,358	303,286				△1,358				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	2,217,468	69,396	2,286,864	30,000		443	38,953	1 報酬	31	特別職人件費（三役等） 人件費 一般管理費 地方創生臨時交付金事業 指定管理施設物価高騰対策事業	124 39,235 37 30,000
								2 給料	21,249		
								3 職員手当等	5,390		
								4 共済費	12,726		
								18 負担金補助 及び交付金	30,000		
2 文書費	57,632	192	57,824				192	1 報酬	137	文書費	192
								3 職員手当等	27		
								8 旅費	28		
3 広報費	98,834	42	98,876				42	1 報酬	35	広報費	42
								3 職員手当等	7		
5 会計管理費	7,421	68	7,489				68	1 報酬	59	会計管理費	68
								3 職員手当等	9		

一般会計

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6 財産管理費	1,254,789	125	1,254,914				125	1 報酬	56	庁舎管理費 (本庁舎)	125
								3 職員手当等	11		
								8 旅費	58		
7 企画費	3,479,467	489	3,479,956				489	1 報酬	408	横手市交流センター費	386
								3 職員手当等	81		
8 地域振興費	292,225	3,980	296,205				3,980	10 需用費	109	地域公共交通費	3,980
								12 委託料	1,237		
								18 負担金補助及び交付金	2,634		
9 地域局費	381,519	6,378	387,897				6,378	1 報酬	1,791	地区交流センター費	6,378
								3 職員手当等	351		
								8 旅費	134		
								14 工事請負費	4,102		
10 電算情報管理費	507,042	4,332	511,374	2,166			2,166	13 使用料及び賃借料	528	デジタル田園都市国家構想交付金事業	
								17 備品購入費	3,804		
計	8,305,429	85,002	8,390,431	32,166		443	52,393				

2 款 総務費

2 項 徴税費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	312,172	△691	311,481				△691	1 報酬	73	人件費 税務事務費	△764 73
								2 給料	1,204		
								3 職員手当等	△3,214		
								4 共済費	1,246		
2 賦課徴収費	111,390	52	111,442				52	1 報酬	43	徴収事務費	52
								3 職員手当等	9		
計	463,707	△639	463,068				△639				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	252,184	△6,588	245,596				△6,588	2 給料	△3,227	人件費	△6,588
								3 職員手当等	△3,361		
計	252,184	△6,588	245,596				△6,588				

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	21,556	△9,072	12,484				△9,072	2 給料	△4,656	人件費	△9,072
								3 職員手当等	△2,833		

2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	△1,583		
計	55,743	△9,072	46,671					△9,072		

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 監査委員費	50,121	394	50,515				2 給料	△369	人件費 394	
							3 職員手当等	495		
							4 共済費	268		
計	50,121	394	50,515					394		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	1,030,527	235,961	1,266,488	343,303			△107,342	1 報酬	2,339	人件費 △109,537
							2 給料	△55,740	総務関係費 2,195	
							3 職員手当等	△37,283	低所得者生活支援事業	
							4 共済費	△15,594	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	
							8 旅費	144		
							10 需用費	1,641	343,303	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							11 役務費	5,214		
							12 委託料	2,970		
							13 使用料及び 賃借料	75		
							19 扶助費	330,000		
							22 償還金、利 子及び割引 料	2,195		
2 障がい者自立支援給付費	2,500,747	△133	2,500,614	△1,342			1 報酬	△112	地域生活支援事業費 △133	
							3 職員手当等	△21		
5 高齢者福祉施設費	321,382	53,114	374,496				27 繰出金	53,114	市営介護サービス事業特別会計繰出金 53,114	
7 国民健康保険費	831,043	4,759	835,802				27 繰出金	4,759	国民健康保険特別会計繰出金 4,759	
8 介護保険対策費	2,000,626	35,297	2,035,923				27 繰出金	35,297	介護保険特別会計繰出金 35,297	
10 くらしの相談費	165,081	15,347	180,428				1 報酬	193	市民相談事業 103	
							3 職員手当等	38	特定空家等対策事業 15,244	
							12 委託料	367		
							14 工事請負費	14,749		
計	8,160,177	344,345	8,504,522	341,961			2,384			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国県支出金	地方債	その他						
1 児童福祉総務費	1,110,597	7,264	1,117,861	5,446			1,818	18 負担金補助及び交付金	7,264	保育対策総合支援事業	7,264	
7 公立保育所費	353,936	△11,572	342,364				△11,572	2 給料	△6,460	人件費	△11,572	
								3 職員手当等	△3,657			
								4 共済費	△1,455			
計	5,555,188	△4,308	5,550,880	5,446			△9,754					

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 生活保護総務費	49,980	2,506	52,486	1,252			1,254	12 委託料	2,506	生活保護総務費	2,506
計	1,082,836	2,506	1,085,342	1,252			1,254				

3 款 民生費

5 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	870	5,000	5,870	3,750			1,250	19 扶助費	5,000	災害弔慰金支給事業	5,000
計	870	5,000	5,870	3,750			1,250				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	459,243	△12,448	446,795				△12,448	1 報酬	43	人件費 保健衛生管理費	△12,500 52
								2 給料	△8,006		
								3 職員手当等	△4,727		
								4 共済費	242		
10 保健衛生施設費	48,961	425	49,386				425	1 報酬	233	保健センター費	425
								3 職員手当等	42		
								18 負担金補助及び交付金	150		
11 斎場施設費	658,331	957	659,288				957	1 報酬	859	斎場施設費	957
								3 職員手当等	94		
								8 旅費	4		
計	4,055,488	△11,066	4,044,422				△11,066				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	139,197	△3,476	135,721				△3,476	2 給料	△1,434	人件費	△3,476
								3 職員手当等	△1,964		
								4 共済費	△78		
計	1,683,144	△3,476	1,679,668				△3,476				

4 款 衛生費

3 項 水道費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 上水道費	365,933	40,400	406,333		40,400			23 投資及び出資金	40,400	上水道事業費 40,400
計	365,933	40,400	406,333		40,400					

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	94,531	△6,241	88,290	△12,366			6,125	1 報酬	△10,365	人件費 6,073
								2 給料	3,309	農業委員会事務局費 △12,366
								3 職員手当等	1,894	農業者年金受託事業 52
								4 共済費	691	
								8 旅費	△96	
								10 需用費	△570	
								11 役務費	△1,104	
2 農業総務費	462,330	△3,797	458,533				△3,797	1 報酬	166	人件費 △3,996
								2 給料	△3,203	農業総務事務費 199
								3 職員手当等	△2,080	
								4 共済費	1,320	
3 農業振興費	1,374,018	42,361	1,416,379	12,759		100	29,502	1 報酬	236	農業経営支援事業 12,004
								3 職員手当等	44	横手農業ブランド創造事業
								11 役務費	27	
								12 委託料	12,004	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							17 備品購入費	153	よこて農業創生大学事業	
							18 負担金補助 及び交付金	29,897	460 スマート農業普及支援事業 △4,000 デジタル田園都市国家構想交付金 事業 スマート農業実装支援事業 20,000	
6 畜産振興費	61,493	50,385	111,878	50,385			18 負担金補助 及び交付金	50,385	地方創生臨時交付金事業 飼料等高騰対策事業 50,385	
計	3,110,007	82,708	3,192,715	50,778		100	31,830			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	53,221	5,915	59,136				5,915	2 給料	2,602	人件費 5,915
								3 職員手当等	2,233	
								4 共済費	1,080	
計	318,306	5,915	324,221				5,915			

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	311,737	△12,788	298,949				△12,788	2 給料	△6,525	人件費 △12,788
								3 職員手当等	△5,644	
								4 共済費	△619	
2 商工業振興費	1,457,550	260,000	1,717,550	260,000				18 負担金補助及び交付金	260,000	地方創生臨時交付金事業 エネルギー価格高騰対策支援事業 260,000
4 商工観光施設費	143,554	109	143,663				109	1 報酬	91	増田のまちなみ観光施設費 109
								3 職員手当等	18	
5 温泉観光施設費	186,739	4,602	191,341				4,602	27 繰出金	4,602	市営温泉施設特別会計繰出金 4,602
計	2,249,306	251,923	2,501,229	260,000			△8,077			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	89,164	△438	88,726				△438	2 給料	△349	人件費 △438
								3 職員手当等	△460	
								4 共済費	371	
計	89,164	△438	88,726				△438			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 道路橋りょう総務費	385,052	11,986	397,038				11,986	2 給料	8,100	人件費	11,986
								3 職員手当等	950		
								4 共済費	2,936		
3 道路新設改良費	1,093,887	9,098	1,102,985				9,098	2 給料	5,255	人件費	9,098
								3 職員手当等	2,456		
								4 共済費	1,387		
計	3,647,532	21,084	3,668,616				21,084				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画総務費	104,268	5,806	110,074				5,806	2 給料	2,955	人件費	5,806
								3 職員手当等	764		
								4 共済費	2,087		
6 公園費	165,142	8,833	173,975				8,833	10 需用費	5,833	公園管理費	8,833
								15 原材料費	3,000		
計	4,559,160	14,639	4,573,799				14,639				

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 建築住宅総務費	113,925	△1,451	112,474				△1,451	1 報酬	86	人件費	△1,555
								2 給料	101	建築住宅総務費	52
								3 職員手当等	△2,083	建築確認事業費	52
								4 共済費	445		
計	240,944	△1,451	239,493				△1,451				

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	1,616,942	△79,209	1,537,733	△10,794	△75,100		6,685	2 給料	△4,255	人件費	7,691
								3 職員手当等	△905	常備消防施設等整備事業	
								4 共済費	12,851		△86,900
								17 備品購入費	△86,900		
5 災害対策費	19,641	43,161	62,802	21,580			21,581	12 委託料	43,161	デジタル田園都市国家構想交付金事業 シームレス避難所構築事業	43,161
計	1,932,189	△36,048	1,896,141	10,786	△75,100		28,266				

10 款 教育費

1 項 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	778,238	6,974	785,212				6,974	2 給料	4,009	特別職人件費 (教育長) 人件費
								3 職員手当等	1,177	
								4 共済費	1,788	
計	897,930	6,974	904,904				6,974			

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	760,858	4,956	765,814				4,956	2 給料	2,604	人件費
								3 職員手当等	1,157	
								4 共済費	1,195	
2 教育振興費	47,130	645	47,775				645	17 備品購入費	645	小学校教育振興費
計	807,988	5,601	813,589				5,601			

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	282,968	2,280	285,248				2,280	1 報酬	2,378	人件費 中学校管理費
								2 給料	△212	
								3 職員手当等	△38	

10 款 教育費

3 項 中学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							4 共済費	152		
2 教育振興費	48,371	210	48,581				210 17 備品購入費	210	中学校教育振興費 210	
計	331,339	2,490	333,829				2,490			

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	306,671	△16,170	290,501				△16,170 2 給料	△12,021	人件費 △16,170	
							3 職員手当等	△6,085		
							4 共済費	1,936		
3 図書館費	233,815	9,570	243,385	44,603			△35,033 17 備品購入費	9,570	図書館費 財源振替 図書館総務費 9,570	
4 芸術文化振興費	220,577	952	221,529	13,325			△12,373 12 委託料	952	増田まんが美術館費 952	
5 文化財保護費	72,799	52	72,851				52 1 報酬	43	文化財保護総務費 52	
							3 職員手当等	9		
6 資料館費	23,632	282	23,914				282 1 報酬	235	資料館費 282	
							3 職員手当等	47		
計	869,901	△5,314	864,587	57,928			△63,242			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 スポーツ振興費	598,364	14,937	613,301				14,937	1 報酬	616	人件費	13,705
								2 給料	7,166	スポーツ振興総務費	500
								3 職員手当等	4,120	体育施設総務費	732
								4 共済費	2,535		
								18 負担金補助及び交付金	500		
2 学校給食費	852,283	△54,160	798,123				△54,160	2 給料	△30,058	人件費	△54,160
								3 職員手当等	△16,086		
								4 共済費	△8,016		
計	1,450,647	△39,223	1,411,424				△39,223				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率 (月分)〕	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当	計					
補正後	長 等	3		25,632	7,738 (3.15)			191	8,334	41,895	6,396	48,291	
	議 員	26	120,996		36,526 (3.15)					157,522	37,347	194,869	
	その他の 特別職	3,119	132,161	6,792	2,060 (3.15)		51	1,698	142,762	1,000	143,762		
	計	3,148	253,157	32,424	46,324		242	10,032	342,179	44,743	386,922		
補正前	長 等	3		25,632	7,738 (3.15)			153	8,406	41,929	6,238	48,167	
	議 員	26	120,996		36,526 (3.15)					157,522	37,347	194,869	
	その他の 特別職	3,119	132,161	6,792	2,051 (3.15)		51	1,698	142,753	1,801	144,554		
	計	3,148	253,157	32,424	46,315		204	10,104	342,204	45,386	387,590		
比 較	長 等							38	△72	△34	158	124	
	議 員												
	その他の 特別職				9					9	△801	△792	
	計				9			38	△72	△25	△643	△668	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(1,243) 875	1,574,686	3,518,397	2,733,863	7,826,946	1,498,958	9,325,904	
補正前	(1,223) 897	1,566,055	3,597,133	2,803,869	7,967,057	1,479,974	9,447,031	
比較	(20) △22	8,631	△78,736	△70,006	△140,111	18,984	△121,127	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当負担金	合計
補正後	117,090	39,069	57,235	22,734	369,459	4,900	1,283	14,400	59,359	41,634	987,424	596,371	59,456	59,105	552	1,383	302,409	2,733,863	
補正前	121,854	39,376	56,813	23,502	368,937	4,900	1,283	14,400	59,359	42,345	1,012,720	619,719	59,903	57,960	552	1,965	318,281	2,803,869	
比較	△4,764	△307	422	△768	522					△711	△25,296	△23,348	△447	1,145		△582	△15,872	△70,006	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(64) 875		3,518,397	2,492,567	6,010,964	1,263,675	7,274,639	
補正前	(44) 897		3,597,133	2,564,135	6,161,268	1,244,874	7,406,142	
比較	(20) △22		△78,736	△71,568	△150,304	18,801	△131,503	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△78,736	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△78,736	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	△71,568	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△71,568	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	320,539	313,289	267,619		350,111
	平均給与月額 (円)	389,955	374,400	313,679		420,306
	平均年齢 (歳)	42.2	51.7	38.4		51.2
補 正 前	平均給料月額 (円)	324,702	315,702	267,702	363,875	347,678
	平均給与月額 (円)	392,000	373,745	311,274	438,125	410,504
	平均年齢 (歳)	43.0	52.6	38.4	56.0	52.2

イ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			医 療 技 術 職			保 健 ・ 看 護 職			福 祉 社 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
補 正 後	1級	75	9.4	1級			1級	1	14.3	1級			1級		
	2級	110	13.8	2級	1	1.9	2級	2	28.6	2級			2級	(10)	(100.0)
	3級	142 (44)	17.7 (91.6)	3級	8	14.8	3級	1	14.3	3級			3級	9	60.0
	4級	253 (1)	31.6 (2.1)	4級	32	59.2	4級	2	28.5	4級			4級	6	40.0
	5級	130	16.3	5級	13	24.1	5級	1	14.3	5級			5級		
	6級	78 (3)	9.8 (6.3)				6級			6級					
	7級	11	1.4												
	計	799 (48)	100.0 (100.0)	計	54	100.0	計	7	100.0	計			計	15 (10)	100.0 (100.0)
補 正 前	1級	74	9.2	1級			1級	1	14.3	1級			1級		
	2級	106	13.2	2級	(3)	(100.0)	2級	2	28.6	2級			2級	3 (8)	13.6 (100.0)
	3級	157 (30)	19.5 (93.7)	3級	11	18.0	3級	1 (1)	14.3 (100.0)	3級	1	50.0	3級	10	45.5
	4級	245	30.4	4級	35	57.4	4級	2	28.5	4級			4級	9	40.9
	5級	131	16.3	5級	15	24.6	5級	1	14.3	5級	1	50.0	5級		
	6級	80 (2)	9.9 (6.3)				6級			6級					
	7級	12	1.5												
	計	805 (32)	100.0 (100.0)	計	61 (3)	100.0 (100.0)	計	7 (1)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	22 (8)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	875	799	54	7		15	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	783	728	36	7		12	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	55	55				
		4号給 (人)	728	673	36	7		12
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	89.5	91.1	66.7	100.0		80.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	897	805	61	7	2	22	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	776	715	38	7	1	15	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	46	46				
		4号給 (人)	730	669	38	7	1	15
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	86.5	88.8	62.3	100.0	50.0	68.2		

エ 地域手当

支給対象地域	1級地 特別区	3級地 名古屋市
支給率 (%)	20.0	15.0
支給対象職員数 (人)	2	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	20.0	15.0

オ 特殊勤務手当

区分	合計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
給料総額に対する比率 (%)	0.7	0.7	0.3			3.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	29.3	28.9	13.0			100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護業務手当、清掃業務等手当、救急救命処置業務手当、保育業務手当					

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,214,000	△ 34,700	7,179,300	4,707,233		4,707,233	48,912,310	△ 34,700	48,877,610
(3)衛 生	899,300	40,400	939,700	613,865		613,865	6,973,896	40,400	7,014,296
(8)消 防	246,900	△ 75,100	171,800	269,267		269,267	2,137,525	△ 75,100	2,062,425
合 計	7,399,500	△ 34,700	7,364,800	6,791,161		6,791,161	65,653,104	△ 34,700	65,618,404

(資料)

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高見込額		当該年度末現在高見込額	
	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和4年度予算最 終専決時点)	変更前 (当初予算時点)	変更後 (令和4年度予算最 終専決時点)
1. 普通債	46,563,445	46,405,543	49,070,212	48,912,310
(1)総 務	6,525,122	6,543,222	8,411,159	8,429,259
(2)民 生	2,471,838	2,449,638	2,302,729	2,280,529
(3)衛 生	6,701,661	6,688,461	6,987,096	6,973,896
(4)労 働				
(5)農林水産	5,159,728	5,153,428	4,852,529	4,846,229
(6)商 工	484,665	484,665	448,740	448,740
(7)土 木	9,944,675	9,863,975	11,213,618	11,132,918
(8)消 防	2,187,592	2,159,892	2,165,225	2,137,525
(9)教 育	12,423,093	12,398,091	12,147,067	12,122,065
(10)公営住宅	665,071	664,171	542,049	541,149
2. 災害復旧債	294,828	290,528	240,086	235,786
(1)農林水産	27,201	22,901	19,825	15,525
(2)土 木	267,627	267,627	220,261	220,261
3. そ の 他	18,328,048	18,348,694	16,484,362	16,505,008
(1)転貸債	544,500	564,667	448,084	468,251
(2)減税補てん債	54,650	54,651	31,631	31,632
(3)減収補てん債	109,837	109,837	96,117	96,117
(4)臨時財政対策債	17,619,061	17,619,539	15,908,530	15,909,008
合 計	65,186,321	65,044,765	65,794,660	65,653,104

議案第72号

令和5年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,116,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,431,270	283	1,431,553
	1 国民健康保険税	1,431,270	283	1,431,553
3 国庫支出金		1	293	294
	1 国庫補助金	1	293	294
6 繰入金		918,274	△82,933	835,341
	1 他会計繰入金	830,582	4,759	835,341
	2 基金繰入金	87,692	△87,692	0
7 繰越金		1	54,129	54,130
	1 繰越金	1	54,129	54,130
歳入	合計	9,145,000	△28,228	9,116,772

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		168,288	3,302	171,590
	1 総務管理費	145,063	3,302	148,365
2 保険給付費		6,581,528	2,400	6,583,928
	4 出産育児諸費	12,607	2,400	15,007
3 国民健康保険事業費納付金		2,263,868	△33,930	2,229,938
	1 医療給付費分	1,514,306	△22,089	1,492,217
	2 後期高齢者支援金等分	576,895	△10,709	566,186
	3 介護納付金分	172,667	△1,132	171,535
歳出	合計	9,145,000	△28,228	9,116,772

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,431,270	283	1,431,553
3 国庫支出金	1	293	294
6 繰入金	918,274	△82,933	835,341
7 繰越金	1	54,129	54,130
計	9,145,000	△28,228	9,116,772

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	168,288	3,302	171,590	143				3,159
2 保険給付費	6,581,528	2,400	6,583,928	150			1,600	650
3 国民健康保険事業費 納付金	2,263,868	△33,930	2,229,938					△33,930
計	9,145,000	△28,228	9,116,772	293			1,600	△30,121

2. 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,431,150	283	1,431,433	1 医療給付費分 現年課税分	△2,329	医療給付費分現年課税分 △2,329
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△500	後期高齢者支援金分現年課税分 △500
				3 介護納付金分 現年課税分	3,112	介護納付金分現年課税分 3,112
計	1,431,270	283	1,431,553			

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 社会保障・税番号制 度システム整備費補 助金	0	143	143	1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	143	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 143
3 出産育児一時金臨時 補助金	0	150	150	1 出産育児一時 金臨時補助金	150	出産育児一時金臨時補助金 150
計	1	293	294			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	830,582	4,759	835,341	2 出産育児一時金繰入金	1,600	出産育児一時金繰入金 1,600
				4 事務費繰入金	3,159	事務費繰入金 3,159
計	830,582	4,759	835,341			

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	87,692	△87,692	0	1 財政調整基金繰入金	△87,692	財政調整基金繰入金 △87,692
計	87,692	△87,692	0			

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 その他繰越金	1	54,129	54,130	1 その他繰越金	54,129	その他繰越金 54,129
計	1	54,129	54,130			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	145,063	3,302	148,365	143			3,159	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,238 838 1,226	人件費 一般管理費	3,302 歳出組替
計	145,063	3,302	148,365	143			3,159				

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 出産育児一時金	12,600	2,400	15,000	150		1,600	650	18 負担金補助及び交付金	2,400	出産育児一時金	2,400
計	12,607	2,400	15,007	150		1,600	650				

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者医療給付費分	1,514,305	△22,089	1,492,216				△22,089	18 負担金補助及び交付金	△22,089	一般被保険者医療給付費分	△22,089
計	1,514,306	△22,089	1,492,217				△22,089				

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	576,894	△10,709	566,185				△10,709	18 負担金補助及び交付金	△10,709	一般被保険者後期高齢者支援金等分 △10,709
計	576,895	△10,709	566,186				△10,709			

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護納付金分	172,667	△1,132	171,535				△1,132	18 負担金補助及び交付金	△1,132	介護納付金分 △1,132
計	172,667	△1,132	171,535				△1,132			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(7) 12	11,916	46,020	29,370	87,306	17,360	104,666	
補 正 前	(7) 12	11,916	44,782	28,532	85,230	16,134	101,364	
比 較	()		1,238	838	2,076	1,226	3,302	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 勤 間 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	954	462	671		3,156				40	392	12,068	7,946	708	20			2,953	29,370
補 正 前	774		725		3,000				40	392	11,858	7,807	627	20			3,289	28,532
比 較	180	462	△54		156						210	139	81				△336	838

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 12		46,020	27,072	73,092	15,110	88,202	
補 正 前	() 12		44,782	26,234	71,016	13,884	84,900	
比 較	()		1,238	838	2,076	1,226	3,302	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	日 務 当 手	管 理 職 手 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	954	462	671		3,156				40	392	9,770	7,946	708	20				2,953	27,072
補正前	774		725		3,000				40	392	9,560	7,807	627	20				3,289	26,234
比 較	180	462	△54		156						210	139	81					△336	838

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	1,238	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,238	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	838	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	838	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	319,521				
	平均給与月額 (円)	358,931				
	平均年齢 (歳)	41.3				
補正前	平均給料月額 (円)	310,986				
	平均給与月額 (円)	345,229				
	平均年齢 (歳)	40.9				

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	2	16.7	1級			1級			1級			1級		
	2級	2	16.7	2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	5	41.7	4級			4級			4級			4級		
	5級	2	16.7	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.2				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		
補正前	1級	2	16.7	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	25.0	2級			2級			2級			2級		
	3級			3級			3級			3級			3級		
	4級	5	41.7	4級			4級			4級			4級		
	5級	1	8.3	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	8.3				6級			6級					
	7級														
	計	12	100.0	計			計			計			計		

※ () 内は、再任用職員(外書き)

議案第73号

令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,099,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		2,194,475	35,297	2,229,772
	1 一般会計繰入金	1,999,826	35,297	2,035,123
歳入	合計	13,064,300	35,297	13,099,597

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		229,943	17,797	247,740
	1 総務管理費	126,874	17,797	144,671
4 地域支援事業費		559,386	17,500	576,886
	2 一般介護予防事業費	65,846	2,908	68,754
	3 包括的支援事業・任意事業費	108,631	14,592	123,223
歳出	合計	13,064,300	35,297	13,099,597

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	2,194,475	35,297	2,229,772
計	13,064,300	35,297	13,099,597

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	229,943	17,797	247,740					17,797
4 地域支援事業費	559,386	17,500	576,886				17,500	
計	13,064,300	35,297	13,099,597				17,500	17,797

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	54,625	2,908	57,533	1 現年度分	2,908	現年度分 2,908
3 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	20,900	14,592	35,492	1 現年度分	14,592	現年度分 14,592
4 その他一般会計繰入金	239,299	17,797	257,096	1 その他一般会計繰入金	17,797	その他一般会計繰入金 17,797
計	1,999,826	35,297	2,035,123			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	121,415	17,797	139,212				17,797	2 給料	7,871	人件費	17,797
								3 職員手当等	6,286	一般管理費	歳出組替
								4 共済費	3,640		
計	126,874	17,797	144,671				17,797				

4 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般介護予 防事業費	65,846	2,908	68,754			2,908		2 給料	1,359	人件費	2,908
								3 職員手当等	760		
								4 共済費	789		
計	65,846	2,908	68,754			2,908					

4 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 包括的支援 事業費	74,224	14,592	88,816			14,592		2 給料	7,671	人件費	14,592
								3 職員手当等	4,527		
								4 共済費	2,394		
計	108,631	14,592	123,223			14,592					

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(32) 27	56,096	111,456	81,911	249,463	47,393	296,856	
補 正 前	(32) 22	56,096	94,555	70,338	220,989	40,570	261,559	
比 較	() 5		16,901	11,573	28,474	6,823	35,297	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	3,108	1,230	2,593		10,356				240	710	34,414	19,283	1,707	1,070			7,200	81,911
補 正 前	1,734	588	1,765		10,136				240	392	30,792	16,509	1,353	260			6,569	70,338
比 較	1,374	642	828		220					318	3,622	2,774	354	810			631	11,573

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1) 27		111,456	71,384	182,840	36,993	219,833	
補 正 前	(1) 22		94,555	59,811	154,366	30,170	184,536	
比 較	() 5		16,901	11,573	28,474	6,823	35,297	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	3,108	1,230	2,593		10,356				240	710	23,887	19,283	1,707	1,070			7,200	71,384
補正前	1,734	588	1,765		10,136				240	392	20,265	16,509	1,353	260			6,569	59,811
比 較	1,374	642	828		220					318	3,622	2,774	354	810			631	11,573

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	16,901	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	16,901	人事異動による対象者変更など
職 員 手 当	11,573	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	11,573	人事異動による対象者変更など

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	336,107				340,153
	平均給与月額 (円)	393,810				390,639
	平均年齢 (歳)	45.3				48.8
補正前	平均給料月額 (円)	349,789				348,528
	平均給与月額 (円)	406,921				397,667
	平均年齢 (歳)	47.9				52.0

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級	1	4.8	1級			1級			1級			1級		
	2級	3	14.3	2級			2級			2級			2級	1 (1)	16.7 (100.0)
	3級	3	14.3	3級			3級			3級			3級	2	33.3
	4級	6	28.6	4級			4級			4級			4級	3	50.0
	5級	6	28.6	5級			5級			5級			5級		
	6級	2	9.4				6級			6級					
	7級														
	計	21	100.0	計			計			計			計	6 (1)	100.0 (100.0)
補正前	1級	1	5.3	1級			1級			1級			1級		
	2級			2級			2級			2級			2級	(1)	(100.0)
	3級	3	15.8	3級			3級			3級			3級	2	66.7
	4級	9	47.4	4級			4級			4級			4級	1	33.3
	5級	5	26.2	5級			5級			5級			5級		
	6級	1	5.3				6級			6級					
	7級														
	計	19	100.0	計			計			計			計	3 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員(外書き)

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	27	21				6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	23	18				5	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)	2	2				
		4号給 (人)	21	16				5
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	85.2	85.7				83.3		
補正前	職 員 数 (A) (人)	22	19				3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	17	15				2	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	17	15				2
		号給 (人)						
比 率 (B)／(A) (%)	77.3	78.9				66.7		

議案第74号

令和5年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,372,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		281,990	53,114	335,104
	1 他会計繰入金	281,990	53,114	335,104
6 諸収入		2,279	101	2,380
	2 雑入	2,017	101	2,118
歳入	合計	1,319,100	53,215	1,372,315

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		298,100	11,386	309,486
	1 施設管理費	298,100	11,386	309,486
2 サービス事業費		933,059	41,829	974,888
	2 居宅介護サービス事業費	125,325	△2,888	122,437
	3 施設介護サービス事業費	778,952	44,717	823,669
歳 出	合 計	1,319,100	53,215	1,372,315

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金	281,990	53,114	335,104
6 諸収入	2,279	101	2,380
計	1,319,100	53,215	1,372,315

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	298,100	11,386	309,486				101	11,285
2 サービス事業費	933,059	41,829	974,888					41,829
計	1,319,100	53,215	1,372,315				101	53,114

2. 歳入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	281,990	53,114	335,104	1 一般会計繰入金	53,114	一般会計繰入金 (特別養護老人ホーム白寿園) 39,494 一般会計繰入金 (介護老人保健施設老健おおもり) 5,450 一般会計繰入金 (指定通所介護事業所森の家) 8,170
計	281,990	53,114	335,104			

6 款 諸収入

2 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	2,017	101	2,118	1 雑入	101	雑入 (雇用保険個人負担分) 101
計	2,017	101	2,118			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	298,100	11,386	309,486			101	11,285	1 報酬 182	人件費 8,585	
								2 給料 4,409	一般管理費 歳出組替	
								3 職員手当等 2,265	介護老人保健施設老健おおもり費	
								4 共済費 1,942	2,801	
								18 負担金補助及び交付金 2,588		
計	298,100	11,386	309,486			101	11,285			

2 款 サービス事業費

2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 短期入所生活介護事業費	52,369	684	53,053				684	2 給料 164	人件費 684	
								3 職員手当等 △69		
								4 共済費 589		
2 通所リハビリテーション事業費	26,541	△3,572	22,969				△3,572	1 報酬 △2,096	人件費 △1,026	
								2 給料 △521	通所リハビリテーション事業	
								3 職員手当等 △834	△2,546	
								4 共済費 △69		
								8 旅費 △52		
計	125,325	△2,888	122,437				△2,888			

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設介護サービス事業費	778,952	44,717	823,669				44,717	1 報酬	2,326	人件費 施設介護サービス事業	41,901 2,816
								2 給料	16,640		
								3 職員手当等	19,074		
								4 共済費	6,625		
								8 旅費	52		
計	778,952	44,717	823,669				44,717				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(108) 67	224,667	294,851	225,011	744,529	127,815	872,344	
補 正 前	(103) 65	224,255	274,159	204,575	702,989	118,728	821,717	
比 較	(5) 2	412	20,692	20,436	41,540	9,087	50,627	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 員 勤 務 当 手	期 末 勤 務 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担 金	合 計
補 正 後	4,974	1,055	7,134	5,738	10,200			6,700	60	881	100,446	47,853	4,028	1,860			34,082	225,011
補 正 前	5,292	1,379	6,449	5,738	10,200			6,700	60	881	97,814	45,762	3,912	2,100			18,288	204,575
比 較	△318	△324	685								2,632	2,091	116	△240			15,794	20,436

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(12) 67		294,851	183,719	478,570	92,135	570,705	
補 正 前	(7) 65		274,159	163,354	437,513	83,048	520,561	
比 較	(5) 2		20,692	20,365	41,057	9,087	50,144	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手	児 童 当 手	単 身 赴 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	4,974	1,055	7,134	5,738	10,200			6,700	60	881	59,154	47,853	4,028	1,860			34,082	183,719
補正前	5,292	1,379	6,449	5,738	10,200			6,700	60	881	56,593	45,762	3,912	2,100			18,288	163,354
比 較	△318	△324	685								2,561	2,091	116	△240			15,794	20,365

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(96)	224,667		41,292	265,959	35,680	301,639	
補正前	(96)	224,255		41,221	265,476	35,680	301,156	
比 較	()	412		71	483		483	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手	児 童 当 手	単 身 赴 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後											41,292							41,292
補正前											41,221							41,221
比 較											71							71

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説明	備 考
給 料	20,692	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	20,692	人事異動による対象者変更など	
職 員 手 当	20,365	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	20,365	人事異動による対象者変更など	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補正後	平均給料月額 (円)	388,333	315,083	278,333	325,256	318,726
	平均給与月額 (円)	433,369	338,528	301,250	360,283	369,299
	平均年齢 (歳)	56.1	50.7	43.8	51.3	48.8
補正前	平均給料月額 (円)	394,550	308,333	307,194	343,125	321,810
	平均給与月額 (円)	446,717	331,750	331,167	384,950	373,893
	平均年齢 (歳)	57.8	55.0	45.0	51.8	49.0

イ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療技術職			保健・看護職			福祉職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
補正後	1級			1級			1級			1級	1	7.7	1級	3	7.5
	2級			2級			2級			2級	2	15.4	2級	9 (5)	22.5 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	3 (1)	75.0 (100.0)	3級	3 (4)	23.1 (100.0)	3級	19	47.5
	4級	4	57.1	4級	3	100.0	4級	1	25.0	4級	2	15.4	4級	9	22.5
	5級	1	14.3	5級			5級			5級	5	38.4	5級		
	6級	2	28.6				6級			6級					
	7級														
	計	7 1	100.0 (100.0)	計	3	100.0	計	4 (1)	100.0 (100.0)	計	13 (4)	100.0 (100.0)	計	40 (5)	100.0 (100.0)
補正前	1級			1級			1級			1級			1級	3	7.0
	2級			2級			2級			2級	2	20.0	2級	11 (2)	25.6 (100.0)
	3級	(1)	(100.0)	3級			3級	4	66.6	3級	2 (4)	20.0 (100.0)	3級	19	44.1
	4級	2	40.0	4級	1	100.0	4級	1	16.7	4級	2	20.0	4級	10	23.3
	5級	1	20.0	5級			5級	1	16.7	5級	4	40.0	5級		
	6級	2	40.0				6級			6級					
	7級														
	計	5 (1)	100.0 (100.0)	計	1	100.0	計	6	100.0	計	10 (4)	100.0 (100.0)	計	43 (2)	100.0 (100.0)

※ () 内は、再任用職員(外書き)

ウ 昇給

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	67	7	3	4	13	40	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	45	1	2	4	9	29	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	45	1	2	4	9	29
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	67.2	14.3	66.7	100.0	69.2	72.5		
補正前	職 員 数 (A) (人)	65	5	1	6	10	43	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	41		1	5	6	29	
	号給数別内訳	1号給 (人)						
		2号給 (人)						
		3号給 (人)						
		4号給 (人)	41		1	5	6	29
	号給 (人)							
比 率 (B)／(A) (%)	63.1		100.0	83.3	60.0	67.4		

エ 特殊勤務手当

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
給料総額に対する比率 (%)	2.2	0.7	0.8		2.8	2.4
支給対象職員の比率 (%) (令和5年4月1日現在)	86.4	71.4	33.3		100.0	87.8
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護業務手当、介護等業務手当					

議案第75号

令和5年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）

令和5年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,545千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		207,377	943	208,320
	1 営業収入	207,377	943	208,320
2 繰入金		155,840	4,602	160,442
	1 一般会計繰入金	155,840	4,602	160,442
歳入	合計	383,000	5,545	388,545

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 施設経営費		380,000	5,545	385,545
	1 施設経営費	380,000	5,545	385,545
歳 出	合 計	383,000	5,545	388,545

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	207,377	943	208,320
2 繰入金	155,840	4,602	160,442
計	383,000	5,545	388,545

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	380,000	5,545	385,545					5,545
計	383,000	5,545	388,545					5,545

2. 歳入

1 款 事業収入

1 項 営業収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 営業収入	207,377	943	208,320	1 現年度分	943	ゆっふる 943
計	207,377	943	208,320			

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	155,840	4,602	160,442	1 一般会計繰入金	4,602	さくら荘 1,069 ゆとりおん大雄 3,533
計	155,840	4,602	160,442			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 さくら荘経営費	154,047	1,069	155,116				1,069	1 報酬	916	施設経営費	1,069
								3 職員手当等	153		
3 ゆっふる経営費	105,539	943	106,482				943	1 報酬	819	施設経営費	943
								3 職員手当等	124		
4 ゆとりおん大雄経営費	103,714	3,533	107,247				3,533	1 報酬	545	施設経営費	3,533
								3 職員手当等	121		
								14 工事請負費	2,867		
計	380,000	5,545	385,545				5,545				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(56) 3	100,992	14,678	26,084	141,754	20,730	162,484	
補 正 前	(56) 3	98,712	14,678	25,686	139,076	20,730	159,806	
比 較	()	2,280		398	2,678		2,678	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補 正 後	558		212		2,500				210		19,159	2,333	229				883	26,084
補 正 前	558		212		2,500				210		18,761	2,333	229				883	25,686
比 較											398							398

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(55)	100,992		16,207	117,199	16,253	133,452	
補 正 前	(55)	98,712		15,809	114,521	16,253	130,774	
比 較	()	2,280		398	2,678		2,678	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手	夜 間 勤 務 手	休 日 勤 務 手	管 理 職 手	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 当	単 身 赴 手 任 当	地 域 手 当	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補 正 後											16,207							16,207
補 正 前											15,809							15,809
比 較											398							398

議案第76号

令和5年度横手市財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度横手市の財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,720千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 福地財産区事業収入		323	7,920	8,243
	1 財産収入	2	2,722	2,724
	2 繰入金	95	1,094	1,189
	5 県支出金	0	4,104	4,104
歳入	合計	93,800	7,920	101,720

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 福地財産区事業費		323	7,920	8,243
	2 総務費	54	7,920	7,974
歳出	合計	93,800	7,920	101,720

財産区特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 福地財産区事業収入	323	7,920	8,243
計	93,800	7,920	101,720

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 福地財産区事業費	323	7,920	8,243		4,104		2,722	1,094
計	93,800	7,920	101,720		4,104		2,722	1,094

2. 歳入

9 款 福地財産区事業収入

1 項 財産収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 財産売払収入	0	2,722	2,722	1 立木売払収入	2,722	立木売払収入 2,722
計	2	2,722	2,724			

9 款 福地財産区事業収入

2 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	95	1,094	1,189	1 財政調整基金繰入金	1,094	財政調整基金繰入金 1,094
計	95	1,094	1,189			

9 款 福地財産区事業収入

5 項 県支出金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	0	4,104	4,104	1 造林事業補助金	4,104	造林事業補助金 4,104
計	0	4,104	4,104			

3. 歳出

9 款 福地財産区事業費

2 項 総務費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 財産管理費	44	7,920	7,964	4,104		2,722	1,094	12 委託料	7,920	財産管理費	7,920
計	54	7,920	7,974	4,104		2,722	1,094				

議案第77号

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度横手市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,465千円は過年度分損益勘定留保資金335,465千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第2款 市立大森病院資本的収入	343,642千円		9,638千円	353,280千円
第1項 他会計出資金	199,241千円		2,738千円	201,979千円
第2項 企業債	144,400千円		6,900千円	151,300千円
合 計	721,632千円		9,638千円	731,270千円
		支	出	
第2款 市立大森病院資本的支出		484,000千円	9,735千円	493,735千円
第1項 建設改良費		144,460千円	9,735千円	154,195千円
合 計		1,057,000千円	9,735千円	1,066,735千円

第3条 予算第6条に定めた限度額を次のとおりに改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	償還の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	償還の方法	利率	償還の方法
市立横手病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	76,900 150,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。	76,900 150,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合には債権者と協議して定める。ただし、財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。
市立大森病院 医療機器整備事業 医療施設整備事業	84,200 60,200		84,200 67,100					
計	371,900				378,800			

令和5年5月29日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2. 市立大森病院資本的收入			343,642	9,638	353,280
	1. 他会計出資金		199,241	2,738	201,979
		1. 他会計出資金	199,241	2,738	201,979
	2. 企業債		144,400	6,900	151,300
		1. 企業債	144,400	6,900	151,300
合 計			721,632	9,638	731,270

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2. 市立大森病院資本の支出			484,000	9,735	493,735
	1. 建設改良費		144,460	9,735	154,195
		1. 建設改良費	144,460	9,735	154,195
合 計			1,057,000	9,735	1,066,735

令和5年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">当年度純損失</td><td style="text-align: right;">△ 20,100</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">634,292</td></tr> <tr><td>固定資産除却費</td><td style="text-align: right;">13,233</td></tr> <tr><td>引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">6,711</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 36,552</td></tr> <tr><td>受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">△ 323</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">51,073</td></tr> <tr><td>未収金の増減額</td><td style="text-align: right;">38,409</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 10,637</td></tr> <tr><td>その他流動負債の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 18,332</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">657,774</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">323</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 51,073</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">607,024</td></tr> </table>	当年度純損失	△ 20,100	減価償却費	634,292	固定資産除却費	13,233	引当金の増減額	6,711	長期前受金戻入額	△ 36,552	受取利息及び配当金	△ 323	支払利息	51,073	未収金の増減額	38,409	未払金の増減額	△ 10,637	その他流動負債の増減額	△ 18,332	<hr/>		小計	657,774	利息及び配当金の受取額	323	利息の支払額	△ 51,073	<hr/>		業務活動によるキャッシュ・フロー	607,024	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 396,979</td></tr> <tr><td>国県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 2,400</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還による収入</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還免除</td><td style="text-align: right;">2,000</td></tr> <tr><td>有価証券の売却による収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">△ 397,376</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入</td><td style="text-align: right;">378,800</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 667,356</td></tr> <tr><td>他会計からの出資による収入</td><td style="text-align: right;">352,467</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">63,911</td></tr> </table> <p>4 資金増減額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">273,559</td></tr> <tr><td>5 資金期首残高</td><td style="text-align: right;">4,239,368</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>6 資金期末残高</td><td style="text-align: right;">4,512,927</td></tr> </table>	有形固定資産の取得による支出	△ 396,979	国県補助金による収入	1	看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400	看護師等奨学金返還による収入	2	看護師等奨学金返還免除	2,000	有価証券の売却による収入	0	<hr/>		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 397,376	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	378,800	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 667,356	他会計からの出資による収入	352,467	<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー	63,911		273,559	5 資金期首残高	4,239,368	<hr/>		6 資金期末残高	4,512,927
当年度純損失	△ 20,100																																																																		
減価償却費	634,292																																																																		
固定資産除却費	13,233																																																																		
引当金の増減額	6,711																																																																		
長期前受金戻入額	△ 36,552																																																																		
受取利息及び配当金	△ 323																																																																		
支払利息	51,073																																																																		
未収金の増減額	38,409																																																																		
未払金の増減額	△ 10,637																																																																		
その他流動負債の増減額	△ 18,332																																																																		
<hr/>																																																																			
小計	657,774																																																																		
利息及び配当金の受取額	323																																																																		
利息の支払額	△ 51,073																																																																		
<hr/>																																																																			
業務活動によるキャッシュ・フロー	607,024																																																																		
有形固定資産の取得による支出	△ 396,979																																																																		
国県補助金による収入	1																																																																		
看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400																																																																		
看護師等奨学金返還による収入	2																																																																		
看護師等奨学金返還免除	2,000																																																																		
有価証券の売却による収入	0																																																																		
<hr/>																																																																			
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 397,376																																																																		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	378,800																																																																		
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 667,356																																																																		
他会計からの出資による収入	352,467																																																																		
<hr/>																																																																			
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,911																																																																		
	273,559																																																																		
5 資金期首残高	4,239,368																																																																		
<hr/>																																																																			
6 資金期末残高	4,512,927																																																																		

令和5年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		722,473		
	ロ. 建物	11,792,021			
	減価償却累計額	<u>△ 7,724,365</u>	4,067,656		
	ハ. 構築物	512,404			
	減価償却累計額	<u>△ 264,801</u>	247,603		
	ニ. 器械及び備品	6,264,352			
	減価償却累計額	<u>△ 4,937,106</u>	1,327,246		
	ホ. 車両	39,851			
	減価償却累計額	<u>△ 34,584</u>	5,267		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>1,232</u>	<u>1,232</u>		
	有形固定資産 合 計			6,371,477	
(2)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		15,599		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 4,000</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>11,599</u>	
	固 定 資 産 合 計				6,383,076
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			4,512,927	
(2)	未収金			1,062,270	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			79,987	
(5)	短期貸付金			400	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,655,584</u>
	資 産 合 計				<u><u>12,038,660</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>3,438,205</u>			
	企 業 債 合 計			3,438,205	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金	<u>997,305</u>			
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				4,435,510
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>696,877</u>			
	企 業 債 合 計			696,877	
	(3) 未払金			364,148	
	(4) 預り金			44,387	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金	214,506			
	ロ. 法定福利費引当金	<u>42,599</u>			
	引 当 金 合 計			<u>257,105</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,362,517
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			930,917	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 755,396</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>175,521</u>
	負 債 合 計				<u><u>5,973,548</u></u>

		資 本 の 部	
6.	資 本 金		6,499,069
7.	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金		
	イ. 減債積立金	<u>22,938</u>	
	(2) 欠損金		
	イ. 当年度未処理欠損金	<u>456,895</u>	
	欠 損 金 合 計		<u>433,957</u>
	資 本 合 計		<u>6,065,112</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>12,038,660</u>

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）説明資料

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
2 款 市立大森病院資本的収入	343,642	9,638	353,280	
1 項 他会計出資金	199,241	2,738	201,979	
1 目 他会計出資金	199,241	2,738	201,979	
一般会計出資金	199,241	150	199,391	
市営介護サービス事業特別会計出資金	0	2,588	2,588	
2 項 企業債	144,400	6,900	151,300	
1 目 企業債	144,400	6,900	151,300	
企業債	144,400	6,900	151,300	
合 計	721,632	9,638	731,270	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
2 款 市立大森病院資本的支出	484,000	9,735	493,735	
1 項 建設改良費	144,460	9,735	154,195	
1 目 建設改良費	144,460	9,735	154,195	
建設改良費	144,460	9,735	154,195	
合 計	1,057,000	9,735	1,066,735	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

- ・主な耐用年数

建物

市立横手病院

市立大森病院

3年～39年

6年～39年

構築物

10年～30年

10年～20年

機械及び備品

3年～20年

3年～15年

車両

4年～6年

4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,391,259千円（うち市立横手病院は1,255,573千円、うち市立大森病院は1,135,686千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として646,617千円（うち市立横手病院は417,264千円、うち市立大森病院は229,353千円）を支給するため、賞与引当金208,811千円（うち市立横手病院は136,426千円、うち市立大森病院は72,385千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として692,597千円（うち市立横手病院は442,524千円、うち市立大森病院は250,073千円）を支払いするため、法定福利費引当金41,583千円（うち市立横手病院は27,510千円、うち市立大森病院は14,073千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,350,856	2,631,819	7,982,675
医 業 費 用	5,687,896	2,835,531	8,523,427
医 業 損 益	△ 337,040	△ 203,712	△ 540,752
医 業 外 収 益	369,143	232,181	601,324
医 業 外 費 用	31,104	27,469	58,573
医 業 外 損 益	338,039	204,712	542,751
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	7,922,849	4,115,811	12,038,660
負 債	3,875,505	2,098,043	5,973,548
資 本	4,047,344	2,017,768	6,065,112

令和5年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度横手市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）

第2条 令和5年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額835,074千円は、過年度分損益勘定留保資金744,823千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,251千円」を「不足する額835,001千円は、過年度分損益勘定留保資金742,775千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,226千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額） 収 入	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的収入	1,401,926千円	73千円	1,401,999千円
第1項	企業債	790,200千円	△18,600千円	771,600千円
第2項	出資金	247,637千円	40,400千円	288,037千円
第3項	国庫補助金	275,711千円	△21,727千円	253,984千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	790,200千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した 地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借り入れすることができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	771,600千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した 地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借り入れすることができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	790,200千円				771,600千円			

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

横手市長 高 橋 大

水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入

収 入			(単位：千円)		
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的収入			1,401,926	73	1,401,999
	1. 企業債		790,200	△ 18,600	771,600
		1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	790,200	△ 18,600	771,600
	2. 出資金		247,637	40,400	288,037
		1. 出資金	247,637	40,400	288,037
	3. 国庫補助金		275,711	△ 21,727	253,984
		1. 国庫補助金	275,711	△ 21,727	253,984

令和5年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純損失 △ 61,729</p> <p>減価償却費 932,822</p> <p>固定資産除却費 15,000</p> <p>引当金の増減額 508</p> <p>長期前受金戻入額 △ 189,307</p> <p>受取利息及び配当金 △ 169</p> <p>支払利息 135,488</p> <p>有形固定資産売却損 4,000</p> <p>未収金の増減額 16,583</p> <p>未払金の増減額 5,812</p> <p>たな卸資産の増減額 △ 2,024</p> <hr/> <p>小計 856,984</p> <p>利息及び配当金の受取額 169</p> <p>利息の支払額 △ 135,488</p> <p>未払（未収）消費税の増減額 △ 9,705</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 711,960</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 1,283,630</p> <p>有形固定資産の売却による収入 98</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 3,675</p> <p>国庫補助金等による収入 342,264</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 944,943</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 771,600</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 857,468</p> <p>他会計からの出資による収入 288,037</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 202,169</p> <p>資金増減額 △ 30,814</p> <p>資金期首残高 1,149,067</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,118,253</p>
--	---

令和5年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		856,732		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,189			
	減価償却累計額	<u>△ 1,259,809</u>	2,074,380		
	ニ 構 築 物	29,081,922			
	減価償却累計額	<u>△ 12,598,386</u>	16,483,536		
	ホ 機械及び装置	6,223,977			
	減価償却累計額	<u>△ 4,558,258</u>	1,665,719		
	ヘ 車 両 運 搬 具	47,298			
	減価償却累計額	<u>△ 17,403</u>	29,895		
	ト 工具、器具及び備品	418,806			
	減価償却累計額	<u>△ 358,287</u>	60,519		
	チ 建設仮勘定		1,064,695		
	有形固定資産合計			22,235,888	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用权		1,128,422		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水利権		2,829		
	ニ 施設利用権		324		
	ホ ソフトウエア		4,123		
	無形固定資産合計			<u>1,136,058</u>	
	固 定 資 産 合 計				23,371,946
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,118,253	
	(2) 未 収 金		149,766		
	貸倒引当金		<u>△ 944</u>	148,822	
	(3) 貯 蔵 品			22,414	
	流動資産合計				<u>1,289,489</u>
	資 産 合 計				<u>24,661,435</u>

		負債の部		
		千円	千円	千円
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,544,227		
	企業債合計		9,544,227	
	固定負債合計			9,544,227
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	836,472		
	企業債合計		836,472	
	(2) 未払金		52,465	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	11,832		
	ロ 法定福利費引当金	2,360		
	引当金合計		14,192	
	(4) その他流動負債		109,172	
	流動負債合計			1,012,301
5	繰延収益			
	長期前受金		9,655,641	
	長期前受金収益化累計額		△ 4,796,377	
	繰延収益合計			4,859,264
	負債合計			<u>15,415,792</u>
		資本の部		
6	資本金			9,016,322
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	50,473		
	ロ 国庫補助金	41,205		
	ハ 寄附金	25,856		
	ニ 工事負担金	51,439		
	ホ 保険差益	408		
	ヘ その他資本剰余金	31,200		
	資本剰余金合計		200,581	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	123,395		
	ロ 建設改良積立金	44,616		
	ハ 当年度未処理欠損金	139,271		
	利益剰余金合計		28,740	
	剰余金合計			229,321
	資本合計			<u>9,245,643</u>
	負債資本合計			<u>24,661,435</u>

令和5年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

資本的収入

収 入						(単位：千円)
款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 資本的収入			1,401,926	73	1,401,999	
1. 企業債			790,200	△ 18,600	771,600	
	1. 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	790,200	△ 18,600	771,600	
2. 出資金			247,637	40,400	288,037	
	1. 出資金		247,637	40,400	288,037	
		出資金	247,637	40,400	288,037	
3. 国庫補助金			275,711	△ 21,727	253,984	
	1. 国庫補助金		275,711	△ 21,727	253,984	
		国庫補助金	275,711	△ 21,727	253,984	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法）
 - ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
ソフトウェア	5年
- 3 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1, 647, 039千円である。

III. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1, 188	千円
1年超	1, 188	千円
計	2, 376	千円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として40, 662千円を支給するため、賞与引当金11, 832千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として36, 672千円を支払いするため、法定福利費引当金2, 360千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金436千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。

令和5年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度横手市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度横手市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額827,596千円は、過年度分損益勘定留保資金771,488千円、引継金9,606千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,502千円」を「不足する額827,596千円は、過年度分損益勘定留保資金769,488千円、引継金9,606千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,502千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的収入	1,486,404千円	22,000千円	1,508,404千円
第1項	企業債	970,800千円	22,000千円	992,800千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,314,000千円	22,000千円	2,336,000千円
第1項	建設改良費	751,969千円	22,000千円	773,969千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業建設改良債	514,600千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借り入れすることができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	536,600千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借り入れすることができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	970,800千円				992,800千円			

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

横手市長 高橋 大

下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的収入	1. 企業債		1,486,404	22,000	1,508,404
		1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	970,800	22,000	992,800
			970,800	22,000	992,800

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費		2,314,000	22,000	2,336,000
		1. 管渠建設事業費	751,969	22,000	773,969
			265,953	22,000	287,953

令和5年度 横手市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益 1,203</p> <p>減価償却費 1,052,729</p> <p>固定資産除却費 50,969</p> <p>減損損失 13,154</p> <p>引当金の増減額 40</p> <p>長期前受金戻入額 △ 452,192</p> <p>受取利息及び配当金 △ 2</p> <p>支払利息 165,229</p> <p>未収金の増減額 51,201</p> <p>未払金の増減額 △ 22,257</p> <p>たな卸資産の増減額 18</p> <hr/> <p>小計 860,092</p> <p>利息及び配当金の受取額 2</p> <p>利息の支払額 △ 165,229</p> <p>未払（未収）消費税の増減額 △ 27,988</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 666,877</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 619,784</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 105,516</p> <p>有形証券の取得による支出 △ 2,940</p> <p>国庫補助金等による収入 231,462</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 496,778</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 992,800</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 1,549,091</p> <p>他会計からの出資による収入 285,706</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー △ 270,585</p> <p>資金増減額 △ 100,486</p> <p>資金期首残高 1,193,777</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,093,291</p>
---	---

令和5年度 横手市下水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		77,201		
	ロ 建 物	1,895,642			
	減価償却累計額	△ 309,955	1,585,687		
	ハ 構 築 物	38,454,350			
	減価償却累計額	△ 11,398,422	27,055,928		
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,037,308			
	減価償却累計額	△ 1,069,940	967,368		
	ホ 車 両 運 搬 具	3,865			
	減価償却累計額	△ 3,672	193		
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	137,754			
	減価償却累計額	△ 119,860	17,894		
	ト 建 設 仮 勘 定		806,284		
	有形固定資産合計			30,510,555	
	(2) 無形固定資産				
	イ 流域下水道施設利用権		2,972,411		
	ロ 電 話 加 入 権		5,040		
	ハ ソフトウェア		378		
	無形固定資産合計			2,977,829	
	(3) 投資その他の資産				
	イ 投資有価証券		5,940		
	投資その他の資産合計			5,940	
	固 定 資 産 合 計				33,494,324
2	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			1,093,291	
	(2) 未 収 金		230,060		
	貸倒引当金		△ 571	229,489	
	(3) 貯 蔵 品			253	
	流 動 資 産 合 計				1,323,033
	資 産 合 計				34,817,357

負債の部

	千円	千円	千円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,843,958		
企業債合計		12,843,958	
固定負債合計			12,843,958
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,640,468		
企業債合計		1,640,468	
(2) 未払金		50,905	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	8,744		
ロ 法定福利費引当金	1,746		
引当金合計		10,490	
(4) その他流動負債		429	
流動負債合計			1,702,292
5 繰延収益			
長期前受金		18,999,359	
長期前受金収益化累計額		△ 6,900,109	
繰延収益合計			12,099,250
負債合計			26,645,500

資本の部

	千円	千円	千円
6 資本金			7,917,142
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金等	2,923		
ロ 受益者負担金等	51,303		
資本剰余金合計		54,226	
(2) 利益剰余金			
イ 利益積立金	143,371		
ロ 当年度未処分利益剰余金	57,118		
利益剰余金合計		200,489	
剰余金合計			254,715
資本合計			8,171,857
負債資本合計			34,817,357

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 資本的収入			1,486,404	22,000	1,508,404	
1. 企業債			970,800	22,000	992,800	
	1. 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	970,800	22,000	992,800	
			970,800	22,000	992,800	

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 資本的支出			2,314,000	22,000	2,336,000	
1. 建設改良費			751,969	22,000	773,969	
	1. 管渠建設事業費		265,953	22,000	287,953	
		工事請負費	250,953	22,000	272,953	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

令和5年度より、浄化槽市町村整備推進事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用し財務諸表等を作成している。

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・ 主な耐用年数

建物	10年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	8年～20年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、下水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は11,812,111千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

横手市下水道事業会計は、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の3つを報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントごとの営業収益等は以下のとおりである。

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	集落排水事業	浄化槽市町村整備推進事業	計
営業収益	623,503	78,630	35,930	738,063
営業費用	1,483,417	371,976	46,370	1,901,763
営業損益	△ 859,914	△ 293,346	△ 10,440	△ 1,163,700
経常損益	△ 7,544	4,713	5,306	2,475
セグメント資産	27,467,628	7,131,779	217,950	34,817,357
セグメント負債	20,066,494	6,366,746	212,260	26,645,500
その他の項目				
一般会計繰入金	891,084	285,805	11,011	1,187,900
減価償却費	839,434	198,295	15,000	1,052,729
特別利益	13,155	1	0	13,156
特別損失	14,332	96	0	14,428
固定資産の増加額	325,875	378,692	0	704,567

IV. 減損損失に関する注記

1 グループिंगの方法

下水道事業において使用している固定資産については、事業全体でキャッシュ・フローを生成していることから全体を1つの資産グループとしている。ただし、処分・廃止予定の資産及び遊休資産については、個々の物件ごとにグループングしている。

2 減損の兆候について

当年度において、以下の固定資産について減損の兆候を認識している。

用 途	資産の種類	帳簿価額(千円)
山内浄化センター長寿命化計画策定及び基礎調査	建設仮勘定	13,154

上記固定資産は、山内処理区の流域下水道接続に伴い長寿命化を行わないことから、減損の兆候が生じている。

3 減損損失の認識及び測定について

当年度において、上記固定資産は将来の利活用が見込まれず、回収可能価額が無い場合帳簿価額を0円とし、当該減少額 13,154千円を減損損失として計上している。

V. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	856	千円
1年超	2,566	千円
計	3,422	千円

VI. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として26,530千円を支給するため、賞与引当金8,744千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として22,452千円を支払いするため、法定福利費引当金1,746千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金531千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。